

J Aバンクの偽造・盗難キャッシュカード対策について

偽造キャッシュカードおよび盗難キャッシュカードを用いた不正な引出しについては、J Aバンクとお客様との信頼にかかわる重要な事項であり、当組合をはじめ各J A・信連・農林中央金庫が連携し、被害防止対策に積極的に取り組むとともに、被害発生後の適切な対応のため、規定等の整備を行っていくこととしています。

については、偽造・盗難キャッシュカード被害に対する対策として、以下のとおり進めていくこととしておりますので、利用者の皆様にお知らせいたします。

1. 現在行っている対策

(1) A T M画面の覗き見防止措置

A T M操作時の覗き見防止対策について、覗き見防止フィルムの貼付、後方確認用鏡の設置を行っております。

(2) 生年月日など類推されやすい暗証番号の変更

A T M貼付用ステッカー・リーフレットを作成し、暗証番号の管理の必要性についてお客様にお知らせしています。暗証番号の変更は、J Aの窓口において受け付けております。また、A T Mによる暗証番号変更も可能となっております。

(3) 暗証番号変更時のセキュリティ強化

新たに暗証番号を登録いただく際、暗証番号を変更いただく際には、生年月日など類推されやすい暗証番号を受け付けないようになっております。

(4) ご利用限度額の引き下げ

A T M取引安全強化とお客様の安全性向上のため、1日あたりのご利用限度額の上限を50万円とさせていただいております。お客様のニーズにお応えするため、このご利用限度額を0円～100万円の範囲内でご希望される金額(1万円単位)に変更することもできます。

(5) 被害発生時の緊急連絡先周知

被害発生時の緊急連絡先について、お客様向けにお知らせしています。緊急連絡先は、A T Mコーナーやホームページなどに掲示しておりますが、詳しくは、お取引されている店舗にお問い合わせください。

(6) 異常取引を検知する仕組みの導入

一定額以上の高額引出しが継続するなどの「異常な取引」を検知する仕組みを導入いたします。万が一「異常な取引」が検知された場合、お客様に取引内容を問い合わせさせていただくこともございますので、ご協力お願いいたします。

(7) 偽造・盗難キャッシュカードにかかる対策

偽造・盗難カード預貯金者保護法への対応を行うとともに、被害防止対策に積極的に取り組んでおります。また、法律で補てんの対象外となっている被害でも、一部取引については被害の一定額が支払われる保険に加入しています。

(8) 被害発生時の被害届の提出など捜査への協力

偽造・盗難キャッシュカードによる被害発生時には、お客様が被害届を提出できる場合と、ATM管理金融機関が窃盗罪について被害届を提出する場合がありますなど、手続きが複雑になっています。万が一被害に遭われた際には、お取引されている店舗にご相談ください。

2. 現在検討している対策

(1) キャッシュカードのIC化と生体認証の導入

キャッシュカードのIC化とATMにおける生体認証の導入など、現在の仕組みに変わる新たなシステムについて、平成18年下期より順次導入を予定しており、その準備を進めています。